

横浜市骨髄移植ドナー助成金交付要綱

制定 平成 31 年 3 月 13 日健保事第 3817 号（局長決裁）
最近改正 令和 4 年 3 月 29 日健保事第 4198 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という）の提供を完了した者（以下「ドナー」という）に対し、横浜市骨髄移植ドナー助成金を交付することにより、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者の増加を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第 2 条 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当するドナーとする。

- （1）骨髄等の提供を行った時点において、本市に住所を有する者
- （2）この要綱による助成と同様の趣旨の他の助成等を受けていない者

（助成金額）

第 3 条 助成金額は、次に定める骨髄等の提供に係る通院、入院又は面接に要した日数に 2 万円を乗じて得た額とする。ただし、助成の対象となる通院等の日数は、1 人 1 回の提供につき、通算して 7 日を限度とする。

- （1）健康診断のための通院
- （2）自己血貯血のための通院
- （3）骨髄等の採取のための入院
- （4）その他バンクが必要と認める通院、入院及び面接

（助成申請）

第 4 条 助成を受けようとする者は、医療機関での骨髄等の提供が完了した後、横浜市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- （2）骨髄等の提供を行った時点で横浜市に住所を有することを証する書類

（交付決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、助成の可否を決定し、横浜市骨髄移植ドナー助成金交付・不交付決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知し、交付決定した場合は助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降のドナーから適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降のドナーから適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当面の間使用することができる。

横浜市骨髓移植ドナー助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

横浜市 長

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

横浜市骨髓移植ドナー助成金の交付を次のとおり申請（請求）します。

1 申請内容

氏 名		生年月日	年 月 日生
採取日時点の住所	〒 ー		
骨 髄 等 採 取 日	年 月 日		
申 請 金 額	円 (20,000円× 日分)		

2 請求内容（次の口座に振込を依頼します）

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協			本店・支店 出張所						
	口座名義人 (カタカナ)	預金 種目	普通 当座	口座 番号						

3 確認事項（□にチェックを入れてください）

- (1) 私は、本助成金と同様の趣旨の他助成金の交付等を受けていません。□
- (2) 私の勤務先にはドナー休業（休暇）制度が（あります□・ありません□）
- (3) (2)で「あります」にチェックした方のみ
 - ア 横浜市が制度の有無を勤務先等に確認することに同意します□
 - イ 勤務先の名称と、勤務先の電話番号をご記入ください。

勤務先名称	勤務先電話番号
-------	---------

※ドナー休暇制度の有無は、本市が神奈川県から受ける補助金の、適用額の判断のみに使用します。

4 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髓バンクが発行する、骨髓等の提供を行ったことを証明する書類（原本）
- (2) 骨髓等採取日時点で横浜市に住んでいることが分かる書類（住民票の写し、運転免許証のコピー等）

2号様式（第5条関係）

健保事第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市骨髄移植ドナー助成金交付・不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、横浜市骨髄移植ドナー助成金について、
次のとおり通知します。

住所	
氏名	
結果	交付決定 不交付
交付金額	円
特記事項	